

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置
条例の一部を改正する条例

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例（令和5年3月武蔵野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(計画の策定) 第2条 教育委員会は、教育に関する施策の基本的な方向性を示すため、次に掲げる計画を策定する。 (1) (略) (2)から(4)まで 2 (略)	(計画の策定) 第2条 教育委員会は、教育に関する施策の基本的な方向性を示すため、次に掲げる計画を策定する。 (1) (略) (2) <u>武蔵野市学校施設整備基本計画</u> (3)から(5)まで 2 (略)	号の追加 号の繰下げ

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市学校施設整備基本計画を武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例（令和5年3月武蔵野市条例第14号）第2条第1項に規定する計画に追加するため、所要の改正をするものである。